

リユース食器貸出事業の実施について

環境部環境政策課

本市では、お祭り等のイベントでごみとなってしまう使い捨て容器の削減とリユース意識の普及啓発を図るため、市内のイベントに参加し飲食を提供する団体を対象に、今年度試験的に、無料でリユース食器の貸出を実施します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 概 要 | 本市とリユース食器貸出業者が契約を結び、リユース食器をイベント会場などへ配送して、利用希望団体がリユース食器を利用。利用後の食器については業者が回収。 |
| 2 実施期間 | 平成27年7月1日（水）～平成28年3月31日（木） |
| 3 対象団体 | 市または行政区が中心となって運営するイベント（地区の納涼祭・環境フェスティバル・いせさき産業祭等）で、営利目的でなく飲食を提供する団体 |
| 4 貸出予定数 | 約16,000個（おわん・皿・カップ・はし等） |
| 5 貸出費用 | 無料（破損・紛失費についても市が負担） |
| 6 申込方法 | 原則利用日の1か月前までに環境政策課へ連絡後、申込書を提出
（7月・8月は利用が決まり次第連絡していただければ、リユース食器貸出業者と調整し、できるだけ希望に添えるようにします。） |
| 7 予算額 | 50万円 |

※なお、来年度以降については、利用状況やアンケート調査を踏まえて検討していく予定です。

リユース食器貸出事業の流れ

